

制度の概要

独立行政法人福祉医療機構の公的年金担保融資は、法律で唯一認められた厚生年金保険、国民年金または労災年金の年金を担保とした融資制度です。これらの年金を受けている方が、医療費、住宅資金、冠婚葬祭などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合に、資金の借入ができます。

融資の条件・返済方法（平成23年12月以降）

【融資額】

融資額は必要とする額を限度とし、3つの要件を満たす額の範囲内となります。

- 10万円～250万円の範囲内[※]（1万円単位）
- 受け取っている年金額以内（年額。所得税に相当する額を除く）
- 1回あたりの返済額の15倍以内（融資額の元金相当分を15回（おおむね2年6ヶ月）以内でご返済いただくこととなります）

[※]資金使途が「臨時生活資金」の場合は100万円が限度額となります。

【利率】

借入申込時の利率が返済期間中適用されます。

■ 参考 平成23年8月1日現在の利率（年金担保融資：1.6% 労災年金担保融資：0.9%）

【返済方法】

毎回（偶数月）の年金支給額のうち、お客さまが指定した返済額（定額。1万円単位）を返済に充当します。ただし、ご指定いただく金額は、1回の年金支給額の1/2以下となります。

【連帯保証人】

連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）もご利用いただけます。

無理なくご利用いただくために

ご融資後は、当機構が年金を年金支給機関から直接受け取り、返済に充当します。返済が終了するまで、年金額の一部を受け取ることができなくなりますので、その間の生活に支障がないか十分ご検討のうえ、お申込みください。なお、ローンやクレジットなどの複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、各専門機関の相談窓口でご相談されることをお勧めいたします。

生活にお困りの方、障害をお持ちの方、高齢の方、母子家庭の母親の方などで経済的自立をお考えの方には、公的貸付制度があります。

● 生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、一時的に必要な資金を貸し付ける「福祉資金」などがあります。

お問合せ先 お住まいの各市区町村の社会福祉協議会

● 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母親の方などが失業している期間中の生活維持のための「生活資金」、就職のための知識技能習得に係る「技能習得資金」、事業を開始するための「事業開始資金」、子どもの就学のための「修学資金」などがあります。

お問合せ先 お住まいの各都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所